

ご存じですか 「障害者差別解消法」

図障害福祉課 ☎443-2056

障害者差別解消法では、国や市町村などの行政機関、会社、お店などの民間事業者等に、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」をしないことや「合理的な配慮の提供」をすることが規定されています。

障害を理由とする差別をなくすことで、障害のある人もない人も共に生きる「地域共生社会」の実現を目指しています。

禁止

してはいけないこと
不当な差別的取扱いとは

正当な理由なく、障害を理由として、障害のない人と異なる対応をすることです。

- 【例】障害を理由に入店や施設の利用を断る 必要がないのに付き添い者の同行を求める



義務

しなければならないこと
合理的配慮の提供とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合に、負担になりすぎない範囲で対応をすることです。

- 【例】筆談や読み上げなど、段差がある場合にスロープ
コミュニケーションの などを使って補助を行う
方法を工夫する



【地域でできること】

- ・地域で書類などを回覧する際には、誰でも読みやすいようにふりがなをつけるなどの工夫をしましょう。
- ・地域の行事が、障害のある人もない人も参加できる行事となるよう、配慮について話し合う機会を設けるなどの工夫をしましょう。

相談したいときは…

それぞれの地域には、身近な相談相手となる民生委員などの「地域相談員」がいます。また、市役所では、障害福祉課をはじめ、各窓口で相談に応じます。

障害のある人に関わる マークを紹介します

これらのマークを見かけたら、障害のある人に対して配慮し、思いやりのある行動を心掛けましょう。

障害者のための 国際シンボルマーク



車椅子利用者だけでなく、障害のある全ての人々が利用できる建物、施設であることを示すマークです。

【設置場所】

- ・トイレ、エレベーター
- ・駐車場 など

ほじょ犬マーク



身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)の同伴について啓発するためのマークです。

【設置場所】

- ・公共施設や交通機関
- ・商業施設 など

盲人のための 国際シンボルマーク



視覚障害のある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器につけられるマークです。

【設置場所】

- ・押ボタン式信号機
- ・音声案内装置 など

ヘルプマーク



配慮を必要とすることが外見からはわかりづらい人が身につけることで、配慮が必要なことを周囲に知らせるマークです。

【身につけている人】

- ・内部障害や難病の人
- ・妊娠初期の人 など

国民年金のお知らせ

富山県保険年金課 ☎443-2067

富山県各行政サービスセンター

大沢野 ☎467-5811 大山 ☎483-1214

八尾 ☎455-2461 婦中 ☎465-2114

富山県年金事務所 ☎441-3926

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和5年4月から令和6年3月までの国民年金保険料は、**月額16,520円**です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニ・ATM・インターネットバンキング・電子決済（スマートフォンアプリ）で納めることができます。また、まとめて保険料を前払いすることで、割引を受けられます。

国民年金保険料の納付は、「口座振替」が便利です

毎月の保険料の納付期限は、「納付対象月の翌月末日」です。

「口座振替」を利用すると自分で納める手間が省け、納め忘れも防ぐことができます。口座振替を希望する方は、金融機関または年金事務所で手続きしてください。

※その他、「クレジットカード納付」もあります。希望する場合は、年金事務所に問い合わせてください。

〈必要書類〉

- ・基礎年金番号通知書、納付書などの基礎年金番号がわかる書類
- ・預（貯）金通帳
- ・預（貯）金通帳届出印

学生で保険料を納めるのが困難な場合には

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられています。ただし、学生については本人の前年所得が一定額^(※)以下の場合、申請により、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。

(※) [令和5年度] 128万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

対象 学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに通う学生

申請場所 保険年金課（市役所1階）、各行政サービスセンター、富山県年金事務所（牛島新町）

必要書類

- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・本人確認書類
- ・在学期間がわかる学生証の写し（両面）または在学証明書（原本）

申請期間 申請月の2年1カ月前から令和6年3月まで
（20歳以降の学生期間に限る）
※年度単位での申請となります。



令和4年度に「学生納付特例制度」を利用し、
令和5年度も引き続き在学予定の方へ

「学生納付特例制度」で承認された猶予期間は
未納期間にはなりません

対象者には、4月3日に日本年金機構からはがき形式の「学生納付特例申請書」が送付されています。

同一の学校に在学されている方で、令和5年度も猶予を希望される方は、必要事項を記入し、返送してください。

- ・「老齢基礎年金」を受けるための必要な期間（10年）に算入されます。ただし、受給できる年金額には反映されません。
- ・万一の事故などによる「障害基礎年金」、「遺族基礎年金」を受けるための必要な期間に算入されます。

追納制度もあります

猶予の承認後10年以内であれば、この期間の保険料をさかのぼって納めることができ、将来の年金額を増やすことができます。ただし、3年度目以降に納める場合は、当時の保険料に一定の額が上乗せされます。追納を希望する場合は、富山県年金事務所に問い合わせてください。

市役所出前講座

閩市民協働相談課 ☎443-2051

市職員が皆さんのもとに出向き、市の施策や将来像について説明する講座です(令和5年度は172種類)。

市民の皆さんに市政の情報を積極的に提供することで、開かれた市役所を実現し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。



開催日時

年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日
9:00～21:00(講座時間は90分以内)
※希望の日時・場所で受講できない場合があります。
※会場の確保、参加者への周知、講座の進行は、申し込む方が行ってください。

受講対象

市内に在住が通勤・通学している10人以上の団体(自治会、NPO法人、各種団体、サークル、企業、学校など)
※営利・政治・宗教団体など、また個々の要望や陳情など、講座の趣旨に合わない場合には対象となりません。

費用

無料
※資料代など実費が必要な場合があります。

申込方法

講座内容や日時などを各担当課に相談の上、実施予定日の14日前までに、申込書で各担当課に申し込んでください。
※講座の一覧と申込書は、市役所、各行政サービスセンター、各中核型地区センター、各地区センターなどにあるほか、市ホームページ([No.1004806](#))からもダウンロードできます。

令和5年度から次の講座を開講します

講座名	担当課	電話	講座名	担当課	電話
病児保育室ってどんなところ?	まちなか総合ケアセンター	461-3541	富山市土砂災害ハザードマップ～土砂災害ハザードマップの見方・使い方～	河川整備課	443-2221
障害者福祉の話(児童関係)	こども健康課	443-2279	がんになったら考えること	病院事業局	422-1112
富山市の家庭ごみの減量化について	環境センター管理課	429-5017	本当は怖い睡眠時無呼吸症候群	医事課	443-2241
新たなモビリティサービスについて	交通政策課	443-2195	市立小・中学校の再編について	学校再編推進課	443-2241
社会インフラマネジメントについて	建設政策課	443-2091	図書館活用入門!～便利なサービスを知ろう～	図書館	461-3200

こんな講座が人気です

講座名	担当課	電話
火災から身を守るために(住宅用火災警報器について)	富山消防署 ※富山北・呉羽・水橋・大沢野・大山・八尾・婦中消防署でも受け付けています。	493-4141
消火器について(消火器体験実習会)		
普通救命講習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ		
救命入門コース(90分)		
その他の救急講習		
消費生活講座(消費者トラブルにあわないために)	消費生活センター	443-2123
交通安全教室	生活安全交通課	443-2052
ごみの分け方、出し方	環境センター管理課	429-5017
もしもの災害にそなえて	防災危機管理課	443-2181
富山市洪水ハザードマップ～洪水ハザードマップの見方・使い方～	河川整備課	443-2221



地域交流のための食堂を 立ち上げる団体を支援します

圏市民協働相談課 ☎443-2051

地域の子どもから高齢者まで、誰もが参加できる食堂の開設に取り組む団体を支援します。

対象団体

- ・町内会などの地域住民団体
- ・ボランティア・NPO活動を行う組織・団体 など

対象事業

- ・年間で24回以上実施し、計画的に運営すること。
- ・地域住民(子どもを含む)に、無料または材料費の実費程度の負担で栄養バランスのとれた食事の提供を行うこと。
- ・食事提供に併せて、子どもから高齢者まで、あらゆる世代の地域住民の交流活動を行うこと。
- ・食物資源を有効利用し、フードロス削減に取り組むこと。

申込方法

申請書を、直接、**市民協働相談課**(市役所7階)へ。
※補助の対象になるか、事前に相談してください。
※申請書は市民協働相談課にあるほか、市ホームページ
(No.1012281)からもダウンロードできます。

補助金額

1カ所あたり20万円(上限)
※1回限りの交付となります。

次の経費が対象になります

- ・調理器具購入費
(炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、鍋など)
- ・家具購入費(テーブル、椅子など)
- ・食器購入費(皿、コップ、箸、スプーンなど)
- ・食品衛生責任者講習会の受講費用
- ・広告宣伝費(チラシ作成費など)
- ・保険料
- ・会場借上料 など

※賃金、謝金、旅費、食材費などは除きます。
詳細は、問い合わせてください。



取引・証明用「はかり」の 定期検査

圏消費生活センター ☎443-2123

取引や証明に使用する「はかり」は、2年に1度の定期検査を受けることが計量法で義務付けられています(検査には手数料がかかります)。

今年度の対象区域は、右のとおりです。対象者には、案内を送付します。新規で検査を希望する方は、消費生活センターに問い合わせてください。

取引や証明に使用するはかりの例

- ・商品の料金特定に使用するはかり(量り売り)
- ・薬局で調剤し、販売するために使用するはかり



①市職員が検査を実施する区域(受付時間 11:00~15:00)

日程	区域	会場
6月16日(金)	八人町、柳町	柳町地区センター
6月21日(水)	大山	大庄地区センター
6月26日(月)	愛宕	愛宕地区センター
6月28日(水)	浜黒崎、針原、水橋中部、水橋西部、水橋東部、三郷、上条	水橋中部地区センター
7月3日(月)	奥田	奥田地区センター
7月5日(水)	奥田北、豊田	奥田地区センター
7月11日(水)	岩瀬、萩浦、大広田	北保健福祉センター
7月13日(金)	清水町、東部	東部地区センター
7月20日(木)	広田、新庄、新庄北、藤ノ木	職業訓練センター
7月24日(月)	保内、杉原	八尾コミュニティセンター
7月26日(水)	八尾、卯花、室牧、黒瀬谷、野積、仁歩、大長谷	八尾コミュニティセンター
8月1日(水)	速星、婦中熊野	婦中ふれあい館
8月4日(金)	鶴坂、朝日、宮川	音川地区センター
8月8日(水)	古里、音川、神保、山田	音川地区センター
8月10日(金)	大沢野、細入	大久保ふれあいセンター

②計量士が事業所を訪問する区域

愛宕、八人町、柳町、清水町、東部、奥田、奥田北、岩瀬、萩浦、大広田、浜黒崎、針原、豊田、広田、新庄、藤ノ木、水橋中部、水橋西部、水橋東部、三郷、上条、新庄北、大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入